

# 柔道整復施術療養費の令和6年度料金改定の主な概要

## ①初検料の引上げについて〔令和6年6月1日施行〕

- 初検料について1回当たり30円増額し、「1回につき1,550円」に改定

## ②電療料の引上げについて〔令和6年6月1日施行〕

- 電療料について1回当たり3円増額し、「1回につき33円加算」に改定

## ③明細書交付義務化対象施術所の範囲拡大等について〔令和6年10月1日施行〕

- 現行の明細書交付義務化対象施術所について、「明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所」から、「明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所」に拡大する。
- 現行の「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書（別紙様式3）」等を廃止し、**明細書交付義務化対象外の施術所**が明細書を有償で患者に交付する場合は地方厚生（支）局にその旨を届け出ることとする。  
※ 届出様式「別紙様式3の1」を近畿厚生局各府県事務所（大阪府にあっては指導監査課）に届出する。
- 現行の明細書発行体制加算（月1回に限り、13円を算定可能）について、「月1回に限り、10円を算定可能」に改定

## ④長期・頻回受療に係る療養費の適正な支給について〔令和6年10月1日施行〕

- 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における長期施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）について、現行の100分の80に相当する額による算定から「100分の75に相当する額」による算定に改定
- 長期施術のうち、1月あたり10回以上の施術を継続している頻回施術については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について、所定料金の100分の50に相当する額により算定することとする。
- 所定料金の100分の50に相当する額により算定した患者の頻回施術については、当該施術に係る料金について、長期施術に係る所定料金の100分の75に相当する額により算定した額との差額の範囲内に限り、患者に対する説明の上、柔道整復施術療養費の一部負担金の支払いとは別に金額の支払いを受けることができることとする。

## ⑤患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について〔令和6年10月1日施行〕

- 現行の患者ごとに償還払いに変更できる事例4類型に「長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（初検日から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者）」を加える。

☆詳細については、近畿厚生局ホームページに掲載している関係通知をご確認ください。